



「経済危機対策」の金融対策について

前回のレポートにて説明した「経済危機対策」ですが、早速、4月27日に中小企業庁から、一部の中小企業の金融対策について公表されていますのでご案内させていただきます。ご存知の通り、4月10日に決定された「経済危機対策」において、緊急保証の規模拡大（20兆円→30兆円）、セーフティネット貸付等の規模拡大（10兆円→17兆円）をはじめとした、中小企業金融対策の拡充が盛り込まれ、これを受けて、27日に、平成21年度補正予算が提出されました。これらの対策のうち、予算措置を必要としないものは、補正予算成立を待たずに実施されます。その主な実施施策は以下の通りです。

◎4/27開始（緊急保証制度）

1) 据置期間の延長

（従来）1年以内 → 2年以内

2) 普通保険を活用した無担保保証の弾力的対応
従来、無担保保証は、無担保保険の上限8千万円までの取扱いとしており、普通保険の2億円に係る保証については、担保による保全を原則としていましたが、個々の中小企業の特性や実情を踏まえ、信用力が高く、実質的な保全が可能であると各保証協会において判断する場合には、8千万円を超える無担保保証のニーズに対して、普通保険での無担保保証に柔軟に対応が可能となりました。よって「総額2.8億円まで、無担保保証の可能性が広がった」という認識でいいと思います。既に一部の銀行は営業を仕掛けています。早速、取引先の金融機関に打診しましょう!!

<参考>日経新聞記事／中小企業への緊急保証、最大2億8000万円まで無担保に

中小企業庁は27日、信用保証協会が中小企業への貸し付けを100%保証する緊急保証制度について、無担保保証の限度額を最大2億8000万円に拡大したと発表した。日本政策金融公庫の融資制度も5月から拡充する。中小企業向けの資金繰り支援に対する要望に応え、補正予算の成立を待たなくて済む対策を前倒して実施する。

緊急保証制度は8000万円までは無担保で保証、

それ以上は原則として担保を取り、2億円まで保証する普通保険で対応していた。無担保保証の上限額を引き上げてほしいとの要望が強いため、信用力の高い企業には普通保険でも無担保で保証する。売上高が大きく返済能力が高いとみられる企業や自己資本の厚い企業などを想定している。

日本公庫の融資制度「雇用促進資金」の金利は5月11日から0.4%引き下げる。雇用増が見込まれる設備を導入する企業に加え、雇用調整助成金を申請した企業などに対象を拡大する。創業期の企業に無担保・無保証で融資する制度の貸付期間も5年から7年に延長し不況下で創業する企業への支援を強化する。

◎5/11開始

<日本政策金融公庫>

1) 雇用促進資金の拡充

貸付対象者に、雇用調整助成金の届出を行った中小企業を追加。併せて、運転資金の貸付金利を0.4%引き下げ。

2) 新創業融資制度の拡充

運転資金の貸付期間を5年から7年に延長し、据置期間を6ヶ月以内から1年以内に延長。

※マル経融資（経営改善貸付）の拡充については、既に4月15日より実施済み。

- ・貸付限度額拡大（1,000万円→1,500万円）
- ・貸付期間延長（運転:5年→7年、設備:7年→10年）

<信用保証協会>

1) 特定社債保証制度の拡充

対象者の純資産額要件を緩和し、純資産額5,000万円以上1億円未満の中小企業者も利用可能。

新型インフルエンザ情報はこちらから!!

中小企業庁から「新型インフルエンザ対策について（中小企業の皆様への注意喚起）」という情報が配信されています。必要に応じて各自情報収集してください。

<http://tinyurl.com/cx4h9t>（短縮URL利用）